

第 651 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 4 年 5 月 27 日(金) 10:00～

場所：神戸地方合同庁舎 1 階 第 4 共用会議室
(神戸市中央区海岸通 29)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 兵庫地方最低賃金審議会の会長代理選出について
- (2) 小委員会（令和 4 年 3 月 8 日開催）の報告について
- (3) 今年度の審議日程案・小委員会の設置等について
- (4) その他

3 閉 会

第53期兵庫地方最低賃金審議会委員名簿

令和4年4月1日

	氏 名	所 属	役 職
公 益 代 表	ウメノ ナオトシ 梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部	教 授
	サカモト チカ 坂本 知可	神戸花くま法律事務所	弁 護 士
	サクラマ ヒロアキ 桜間 裕章	株式会社 神戸新聞社	元論説委員長
	ニワモト ヨシコ 庭本 佳子	神戸大学大学院 経営学研究科	准 教 授
	ヤマグチ タカヒデ 山口 隆英	兵庫県立大学 国際商経学部	国際商経学部長 教 授
労 働 者 代 表	イワサキ カズト 岩崎 和人	J A M山陽	書 記 長
	クサカ シュウジ 日下 修次	日本労働組合総連合会 兵庫県連合会	副事務局長
	コニシ ケイスケ 小西 啓介	基幹労連兵庫県本部	事 務 局 長
	ヒロサワ シゲユキ 廣澤 茂之	U A ゼンセン兵庫県支部	次 長
	ホリイ セツヤ 堀井 説也	電機連合兵庫地方協議会	事 務 局 長
使 用 者 代 表	クラモト シンジ 倉本 信二	三ツ星ベルト株式会社	上席常務執行役員 人事部部長
	セガワ サトシ 瀬川 里志	兵庫県中小企業団体中央会	専 務 理 事
	マツオカ ナオヤ 松岡 直哉	兵庫県経営者協会	労働政策部長
	マツシタ タカユキ 松下 田佳子	川上塗料株式会社	取締役経理本部長
	ヨシカワ カズヒロ 吉川 和宏	山陽特殊製鋼株式会社	人事・労政部 プロスタッフ主査

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

(五十音順)

資料目次

- 資料 No.1 : 今後の予定案（令和 4 年度、兵庫県最低賃金の改正関係）
- 資料 No.2 : 令和 4 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地賃・特賃)
- 資料 No.3 : 第 2 回小委員会（令和 4 年 3 月 8 日実施）議事経過
- 資料 No.4 : 令和 4 年度兵庫県特定最低賃金の金額改正に関する意向表明
- 資料 No.5 : 令和 3 年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数調べ
- 資料 No.6 : 令和 4 年度実地視察・意見聴取実施案
- 資料 No.7 : 説明資料（地域別最低賃金編）
- 資料 No.8 : 説明資料（特定最低賃金編）

今後の予定案（令和4年度、兵庫県最低賃金の改正関係）

7月4日（月） 第652回兵庫地方最低賃金審議会

7月15日（金） 第653回兵庫地方最低賃金審議会

7月19日（火）～22日（金）

第1回兵庫県最低賃金専門部会（未定）

7月29日（金） 第654回兵庫地方最低賃金審議会

7月29日（金）～8月5日（金）

第2回～第〇回 兵庫県最低賃金専門部会（未定）

8月5日（金） 第655回兵庫地方最低賃金審議会

8月23日（火） 第656回兵庫地方最低賃金審議会

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)

第 2 回 兵庫県最低賃金審議会小委員会議事経過

開催日時	令和 4 年 3 月 8 日 15 時 00 分～15 時 30 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	(1) 特定（産業別）最低賃金改正申出の意向確認について (2) 特定（産業別）最低賃金設定業種の適用使用者数及び適用労働者数について (3) 最低賃金の周知広報の状況について (4) 次年度の実地視察・意見聴取実施案について (5) その他		
議 事 内 容			
<p>1 3月2日に、労側から令和4年度の特定最低賃金について、繊維工業と各種商品小売業を除く7件の特定最低賃金についての金額改定について申出を行う予定であるとの意向表明があったことを確認した。</p> <p>2 特定（産業別）最低賃金設定業種の適用使用者数及び適用労働者数について、事務局から説明を行った。</p> <p>3 令和3年度の最低賃金の周知広報の状況について、事務局から説明を行った。</p> <p>4 令和4年度の実地視察について、地域別最賃対象事業場から2業種、そして特定最賃適用業種の自動車小売業の計3業種を対象とする計画案を事務局から説明した。 意見聴取についても、鉄鋼業、はん用機械器具等製造業、電子部品等製造業を対象とする計画案を説明した。</p> <p>5 その他、令和4年度の特定最低賃金の審議の進め方については、本審において、継続して協議することを確認した。</p>			

令和4年3月2日

兵庫労働局
局長 鈴木 一光 殿

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会長 福永 明
連合兵庫最低賃金連絡会
委員長 堀井 勲 説也

令和4年度 兵庫県特定最低賃金の金額改正に関する意向表明

貴職におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

さて、標記の件につきまして、下記7件の最低賃金について、金額改正の「申出」を行う準備を行っておりますので、意向表明します。

- 兵庫県塗料製造業
- 兵庫県鉄鋼業
- 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
- 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信・機械器具製造業
- 兵庫県輸送用機械器具製造業
- 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
- 兵庫県自動車小売業

なお、特定最低賃金改正の審議に入るにあたっては、次の2点に重点をおき、建設的な審議がおこなわれることを要請します。

- ① 特定最低賃金は、日本で唯一の企業間の枠を超えた産業別労働条件決定システムであり、団体交渉を補完・代替していることから、企業横断的な最低賃金水準をより高いレベルで決定する役割を果たしていること。
- ② 労働協約ケース、公正競争ケースの申出形態にかかわらず、法の趣旨を踏まえるとともに、これまでの歴史的過程を重視し、全産業において審議を円滑に運営すること。

以上



令和3年度 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数調べ

	適用使用者数 (人)	適用労働者数 (人)	年齢、業務等による適用除外労働者数 (人)	備 考
新産業別最低賃金適用者計	5,268	147,751	21,440	
繊維工業	177	1,955	260	
塗料製造業	51	1,717	141	
鉄鋼業	382	16,824	1,605	
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業	1,759	46,771	6,441	
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具製造業	57	1,515	276	
電子部品・デバイス・電子回路製造業、 電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	819	38,407	8,676	
輸送用機械器具製造業	342	12,974	2,463	
各種商品小売業	131	15,232	849	
自動車小売業	1,550	12,356	729	

記入上の注意

「年齢、従事業務等による適用除外労働者数欄」は、外数である。

令和4年度 実地視察及び意見聴取について（案）

1 実地視察

(1) 実地視察対象事業場の選定基準

- ア 地域別最低賃金の適用を受ける業種
- イ 基礎調査において最低賃金の引上げによる影響率が高い業種
- ウ 有期雇用労働者（パート、アルバイト）の割合が高い事業場
- エ 中小企業の事業場（概ね100人未満）

(2) 令和4年度実地視察事業場（案）

最低賃金の別	業 種	事 業 種 類	地 域
地 域 別	飲食業	喫茶、レストラン、料亭、中華料理店 焼肉店 すし店 麺類店 等	県下全地区
	宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所 下宿 等	県下全地区
	小売業	食料品、衣料品、家具・建具、文房具、 書籍、燃料、新聞販売 等	県下全地区
特定	自動車小売	中古車販売業、カー用品販売業	県下全地区

(3) 過去2年間の実施状況

令和2年度

業 種	地 域	規 模	参加委員数
宿泊業	明石市	約60名	3名
娯楽業	洲本市	約50名	3名
電気機械器具等製造業	宝塚市	約30名	3名

令和3年度

業 種	地 域	規 模	参加委員数
小売業	尼崎市	約98名	3名
食料品製造業	明石市	約60名	3名
自動車小売業	—	—	—

(4) 実施時期

令和4年6月～同年7月

2 意見聴取

(1) 令和4年度意見聴取事業場（案）

業 種
鉄鋼業
はん用機械器具等製造業
電気機械器具等製造業
自動車小売業 (実地視察を行うため中止)

(2) 過去2年間の実施状況

令和2年度

業 種	地 域	規 模
鉄 鋼 業	姫路市	89名
はん用機械器具等製造業	播磨町	139名
自動車小売業	神戸市	331名

令和3年度

業 種	地 域	規 模
塗料製造業	三田市	130名
輸送用機械器具製造業	尼崎市	63名
計量器等製造業	神戸市	31名

(3) 実施時期

令和4年7月中旬頃

説明資料

<地域別最低賃金編>

兵庫労働局労働基準部賃金室

令和4年5月

最低賃金制度について

1. 制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能。

2. 地域別最低賃金

- 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
改定額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930
目安額(円)	示さず ※1	0	示さず ※1	3	3	14	15 (12)※2	7~9 (示さず) ※1,2	15 (10)※2	6 (2)※2	7 (4)※2	14 (14)※2	16 (16)※2	18	24	25	26	27	示さず ※3	28
対前年度引上げ額 (円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1	28
対前年度引上げ率	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	1.4%	2.4%	1.0%	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%

(※1) 「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安を示さない」とした。

(※2) H20年度からH26年度の括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。(H19年最低賃金法改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。)

(※3) 「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

3. 地域別最低賃金の決定基準

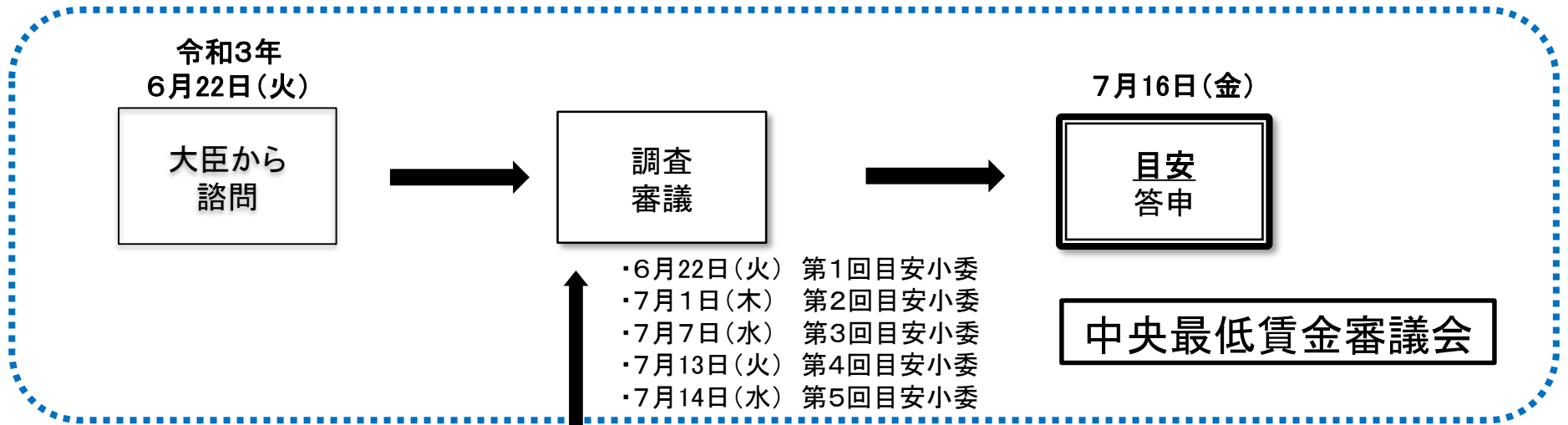
- 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

4. 罰則

○ 最低賃金法 第四十条

第四条第一項※の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。※使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

地域別最低賃金額の改正決定の手順

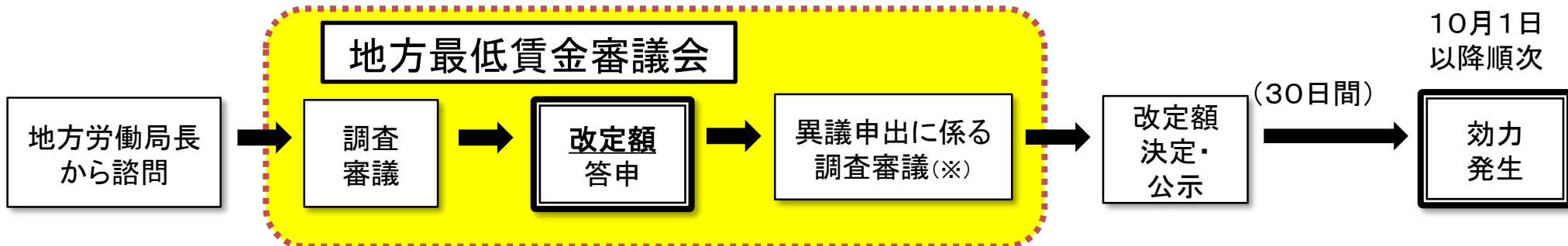


<中央最低賃金審議会で議論の参考としている各種指標>

名目GDP、完全失業者数・完全失業率、有効求人倍率、消費者物価指数、賃金・労働時間指数の推移、春闘結果、夏期賞与・一時金受給状況、未満率・影響率の推移、日銀短観による業況判断、中小企業景況調査による業況判断、法人企業統計の労働生産性、最低賃金に関する実態調査結果、県民所得、標準生計費など

※中央最低賃金審議会は、全都道府県をA・B・C・Dの4つのランクに分けて、改定額の「目安」を提示。地方最低賃金審議会では、この目安を参考に、地域の実情を踏まえて、改定額の詰め審議が行われる。

8月頃



(※)各地域の労使は答申があった日から15日間異議申出が可。異議申出があった場合に開催。

目安制度

目安制度とは何か

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、47都道府県を4つのランクに分け、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示することとした。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

令和3年7月22日 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）（抄）

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

令和3年7月14日 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解（抄）

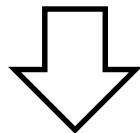
- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。
令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28円

地方最低賃金審議会での流れ（参考例）

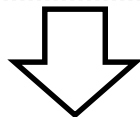
第1回 地方最低賃金審議会（7月上旬～）

- ・労働局長による改正諮問
- ・審議会令第6条第5項の議決（※）の有無
（※専門部会での議決が全会一致で行われた場合に、同議決をもって、本審の決議とみなすという議決。）



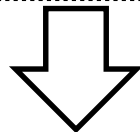
第2回 地方最低賃金審議会（7月下旬頃）

- ・中央最低賃金審議会での目安伝達
- ・労使の主張



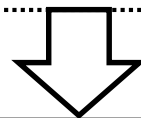
第1回 専門部会（7月下旬頃）

- ・部会長・同代理の選出
- ・事務方からの関連資料の説明
- ・関係労使からの意見聴取の実施の有無（※）
（※法令上、関係労使の意見を聴取する必要があるが、実際に専門部会等の場において、直接聴取を行うかどうかを諮ること）



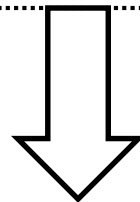
第2回～第4回 専門部会（7月下旬～8月上旬）

- ・金額審議
- ・部会報告の決定



第3回 地方最低賃金審議会（8月上旬）

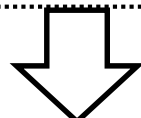
- ・部会報告についての審議
- ・答申文の決定



答申文の公示（15日間）
答申文に意見のある者は、異議申し立てを行うことができる。

第4回 地方最低賃金審議会（8月下旬）

- ・異議内容についての審議
- ・答申文の決定



労働局長への答申

労働局長による改正決定



官報公示（30日間以上）

発効（効力発生）

令和3年度 地域別最低賃金額改定の目安について

○ 令和3年7月16日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われ、「引上げ額の目安については、A～Dランク全てにおいて28円」とし、「地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く希望する」とされた。

<ランク別の目安額>

ランク	都道府県	令和3年度	(令和2年度)※
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円	—
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28円	—
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28円	—
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28円	—

※令和2年度は「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされた。

<参考>最低賃金の最高額と最低額の比率の推移

改定年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
最高額と最低額の比率	76.4%	76.2%	76.4%	76.6%	76.9%	77.3%	78.0%	78.2%	78.8%
最高額－最低額	205円	211円	214円	218円	221円	224円	223円	221円	221円

令和3年度 地域別最低賃金額一覽

ラ ン ク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	発効年月日	ラ ン ク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	発効年月日
A	東 京	1041 (1013)	令和3年10月1日	C	和 歌 山	859 (831)	令和3年10月1日
	神 奈 川	1040 (1012)	令和3年10月1日		福 井	858 (830)	令和3年10月1日
	大 阪	992 (964)	令和3年10月1日		山 口	857 (829)	令和3年10月1日
	埼 玉	956 (928)	令和3年10月1日		宮 城	853 (825)	令和3年10月1日
	愛 知	955 (927)	令和3年10月1日		香 川	848 (820)	令和3年10月1日
	千 葉	953 (925)	令和3年10月1日		徳 島	824 (796)	令和3年10月1日
B	京 都	937 (909)	令和3年10月1日	D	福 島	828 (800)	令和3年10月1日
	兵 庫	928 (900)	令和3年10月1日		青 森	822 (793)	令和3年10月6日
	静 岡	913 (885)	令和3年10月2日		岩 手	821 (793)	令和3年10月2日
	三 重	902 (874)	令和3年10月1日		山 形	822 (793)	令和3年10月2日
	広 島	899 (871)	令和3年10月1日		愛 媛	821 (793)	令和3年10月1日
	滋 賀	896 (868)	令和3年10月1日		熊 本	821 (793)	令和3年10月1日
	栃 木	882 (854)	令和3年10月1日		長 崎	821 (793)	令和3年10月2日
	茨 城	879 (851)	令和3年10月1日		鹿 児 島	821 (793)	令和3年10月2日
	長 野	877 (849)	令和3年10月1日		宮 崎	821 (793)	令和3年10月6日
	富 山	877 (849)	令和3年10月1日		秋 田	822 (792)	令和3年10月1日
	山 梨	866 (838)	令和3年10月1日		島 根	824 (792)	令和3年10月2日
C	北 海 道	889 (861)	令和3年10月1日	鳥 取	821 (792)	令和3年10月6日	
	岐 阜	880 (852)	令和3年10月1日	高 知	820 (792)	令和3年10月2日	
	福 岡	870 (842)	令和3年10月1日	佐 賀	821 (792)	令和3年10月6日	
	奈 良	866 (838)	令和3年10月1日	大 分	822 (792)	令和3年10月6日	
	群 馬	865 (837)	令和3年10月2日	沖 縄	820 (792)	令和3年10月8日	
	岡 山	862 (834)	令和3年10月2日				
	石 川	861 (833)	令和3年10月7日				
	新 潟	859 (831)	令和3年10月1日				
				全国加重平均額	930 (902)		

※ 括弧書きは、令和2年度地域別最低賃金額

令和3年度 地域別最低賃金額一覽

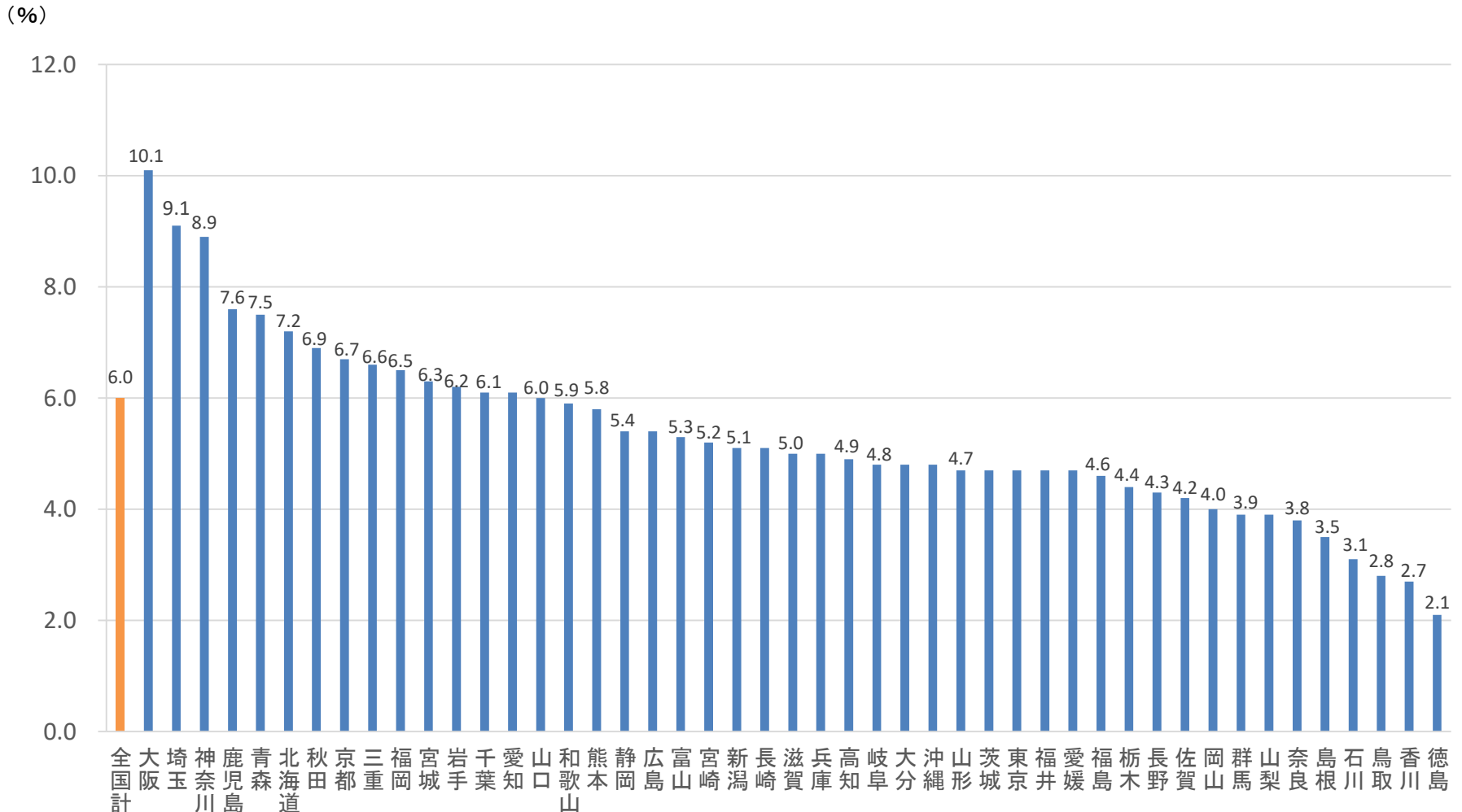
都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	発効年月日
北海道	889（861）	令和3年10月1日
青森	822（793）	令和3年10月6日
岩手	821（793）	令和3年10月2日
宮城	853（825）	令和3年10月1日
秋田	822（792）	令和3年10月1日
山形	822（793）	令和3年10月2日
福島	828（800）	令和3年10月1日
茨城	879（851）	令和3年10月1日
栃木	882（854）	令和3年10月1日
群馬	865（837）	令和3年10月2日
埼玉	956（928）	令和3年10月1日
千葉	953（925）	令和3年10月1日
東京	1041（1013）	令和3年10月1日
神奈川	1040（1012）	令和3年10月1日
新潟	859（831）	令和3年10月1日
富山	877（849）	令和3年10月1日
石川	861（833）	令和3年10月7日
福井	858（830）	令和3年10月1日
山梨	866（838）	令和3年10月1日
長野	877（849）	令和3年10月1日
岐阜	880（852）	令和3年10月1日
静岡	913（885）	令和3年10月2日
愛知	955（927）	令和3年10月1日
三重	902（874）	令和3年10月1日

※ 括弧書きは、令和2年度地域別最低賃金額

都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	発効年月日
滋賀	896（868）	令和3年10月1日
京都	937（909）	令和3年10月1日
大阪	992（964）	令和3年10月1日
兵庫	928（900）	令和3年10月1日
奈良	866（838）	令和3年10月1日
和歌山	859（831）	令和3年10月1日
鳥取	821（792）	令和3年10月6日
島根	824（792）	令和3年10月2日
岡山	862（834）	令和3年10月2日
広島	899（871）	令和3年10月1日
山口	857（829）	令和3年10月1日
徳島	824（796）	令和3年10月1日
香川	848（820）	令和3年10月1日
愛媛	821（793）	令和3年10月1日
高知	820（792）	令和3年10月2日
福岡	870（842）	令和3年10月1日
佐賀	821（792）	令和3年10月6日
長崎	821（793）	令和3年10月2日
熊本	821（793）	令和3年10月1日
大分	822（792）	令和3年10月6日
宮崎	821（793）	令和3年10月6日
鹿児島	821（793）	令和3年10月2日
沖縄	820（792）	令和3年10月8日
全国 加重平均額	930（902）	

都道府県別の影響率(令和元年)

- 大阪が最も高く、同じAランクの埼玉、神奈川は高いが、東京は全国平均を下回っている。
- Dランクでは鹿児島、青森、秋田の順で高いが、鳥取、島根、佐賀などは全国平均を下回っている。

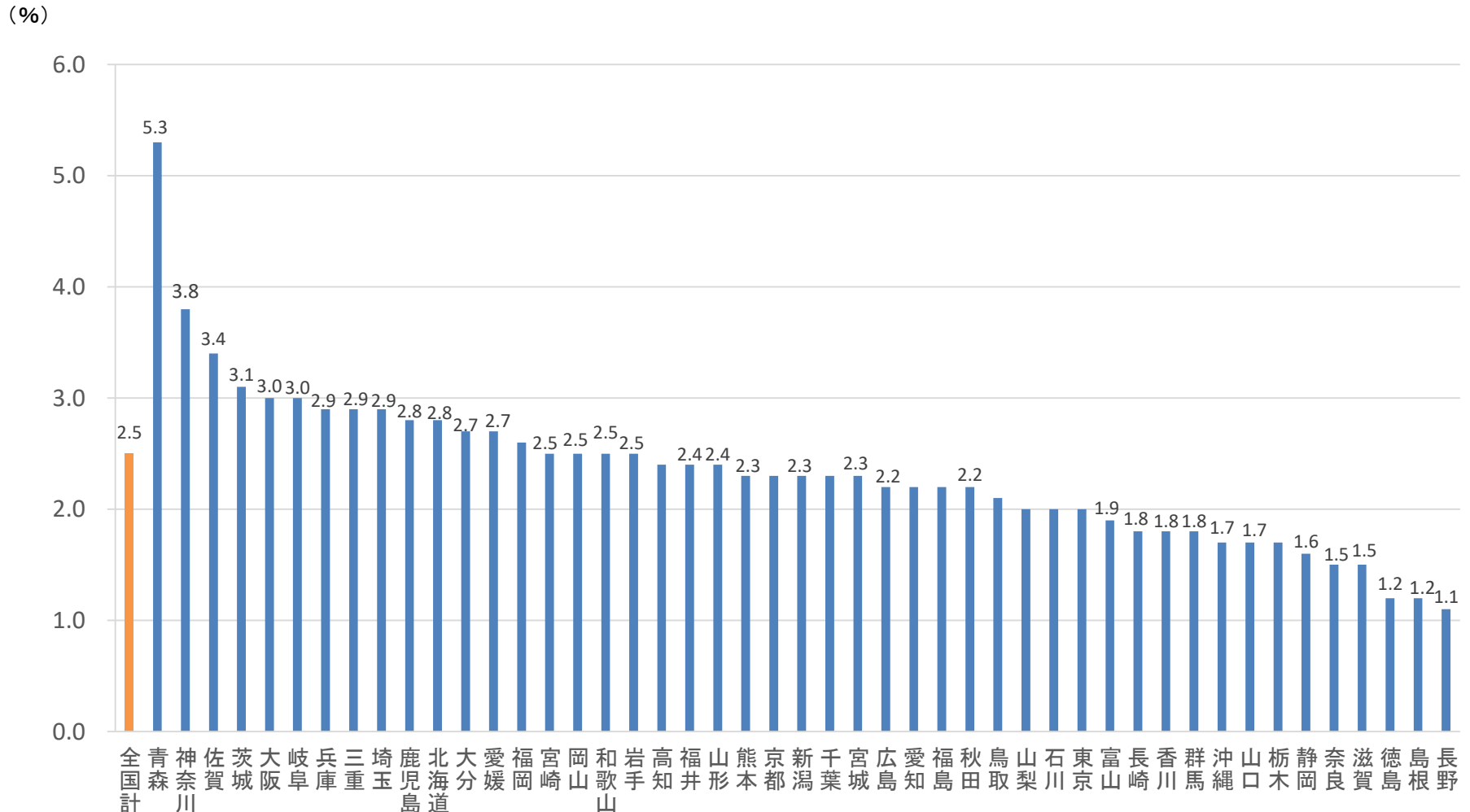


出典「令和元年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

都道府県別の影響率(令和2年)

- 青森が最も高く、同じDランクでは佐賀、鹿児島は高いが、島根、沖縄、長崎などは全国平均を下回っている。
- Aランクでは神奈川、大阪などは高いが、東京、愛知などは全国平均を下回っている。
- 引上げなしの7都道府県においては、影響率と未満率は同一の値となる。

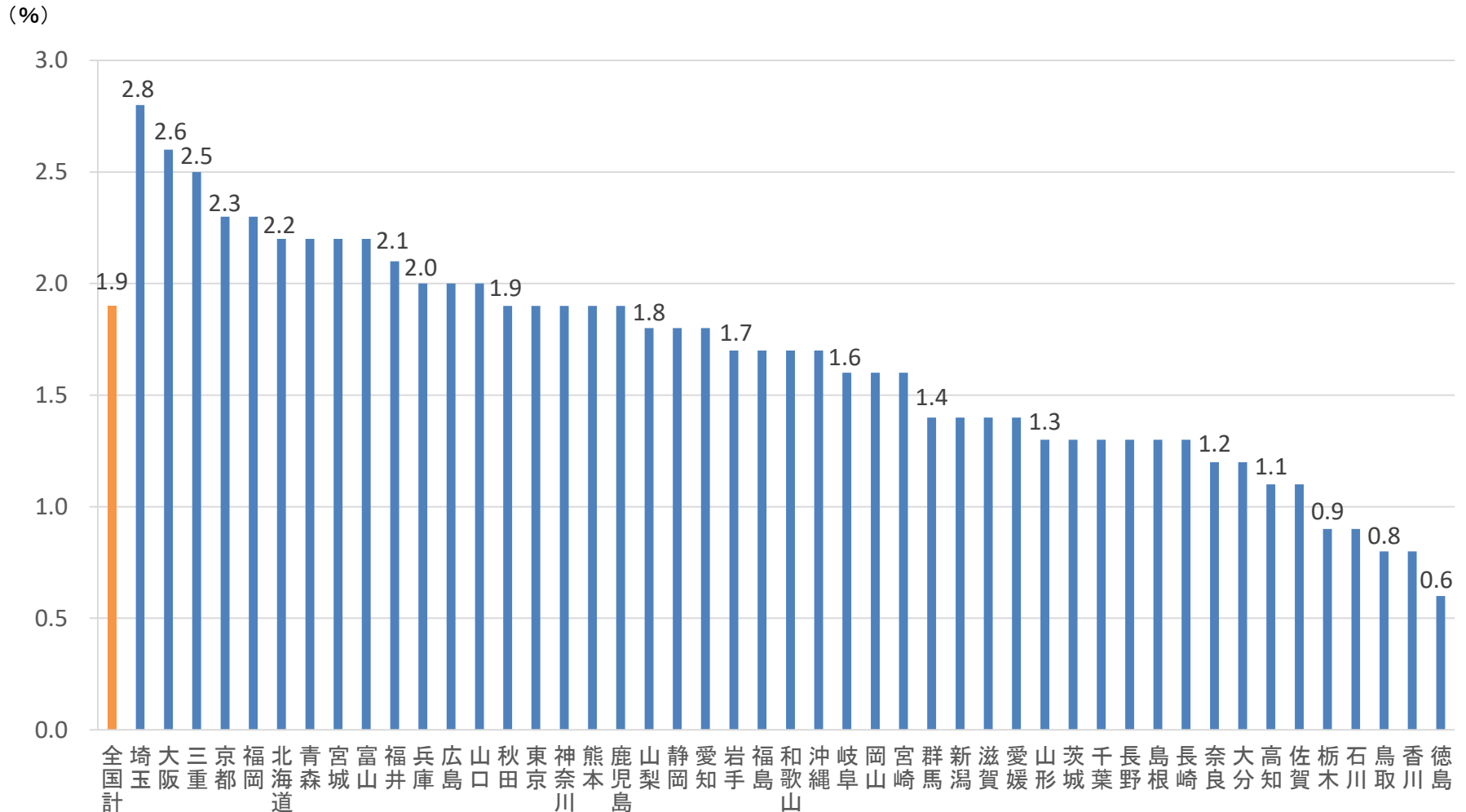


出典「令和2年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

都道府県別の未満率(令和元年)

- 埼玉、大阪、三重の順で高く、Dランクの青森も2%を超えている。

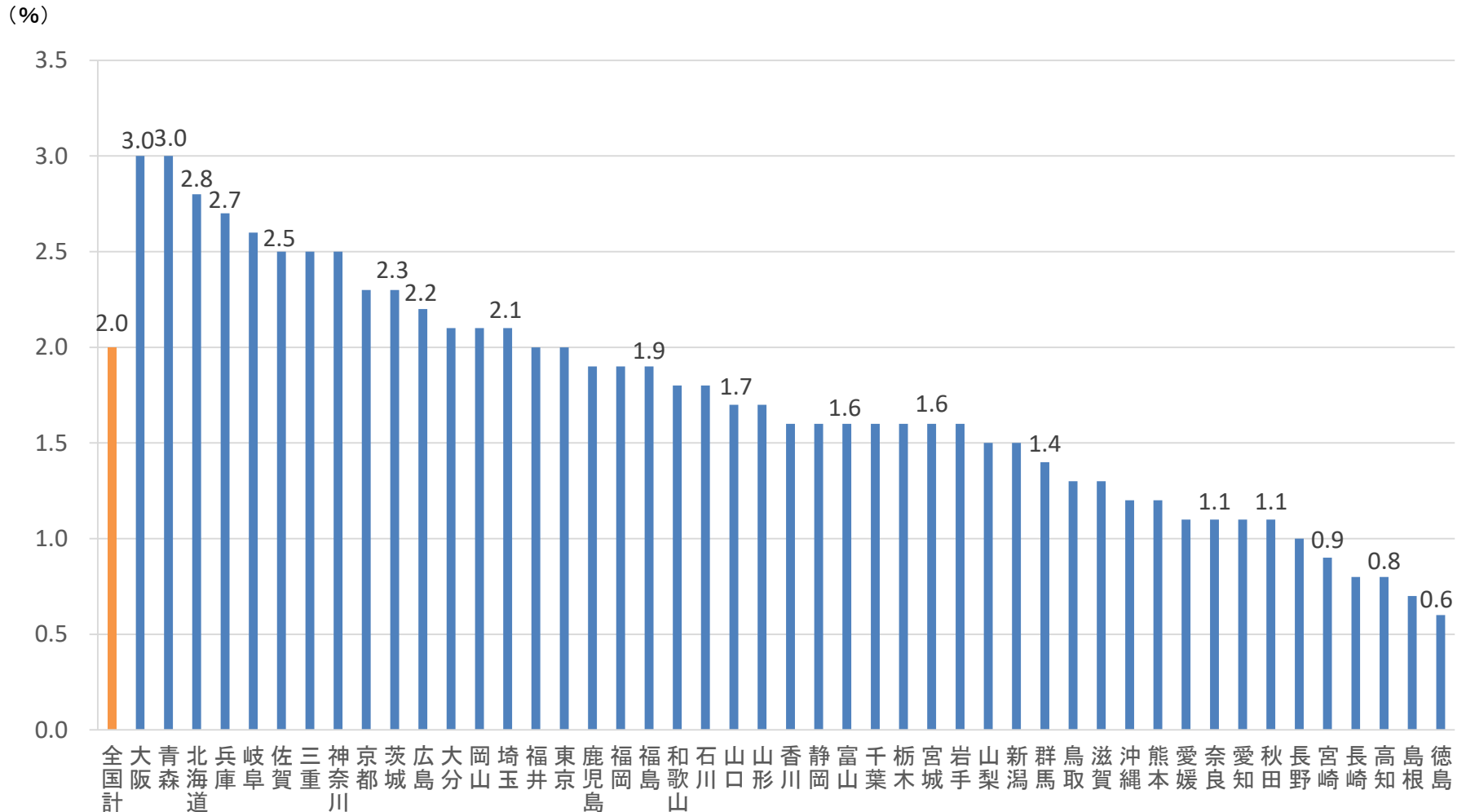


出典「令和元年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

都道府県別の未満率(令和2年)

- 大阪、青森が高く、次いで北海道、兵庫などが高い。

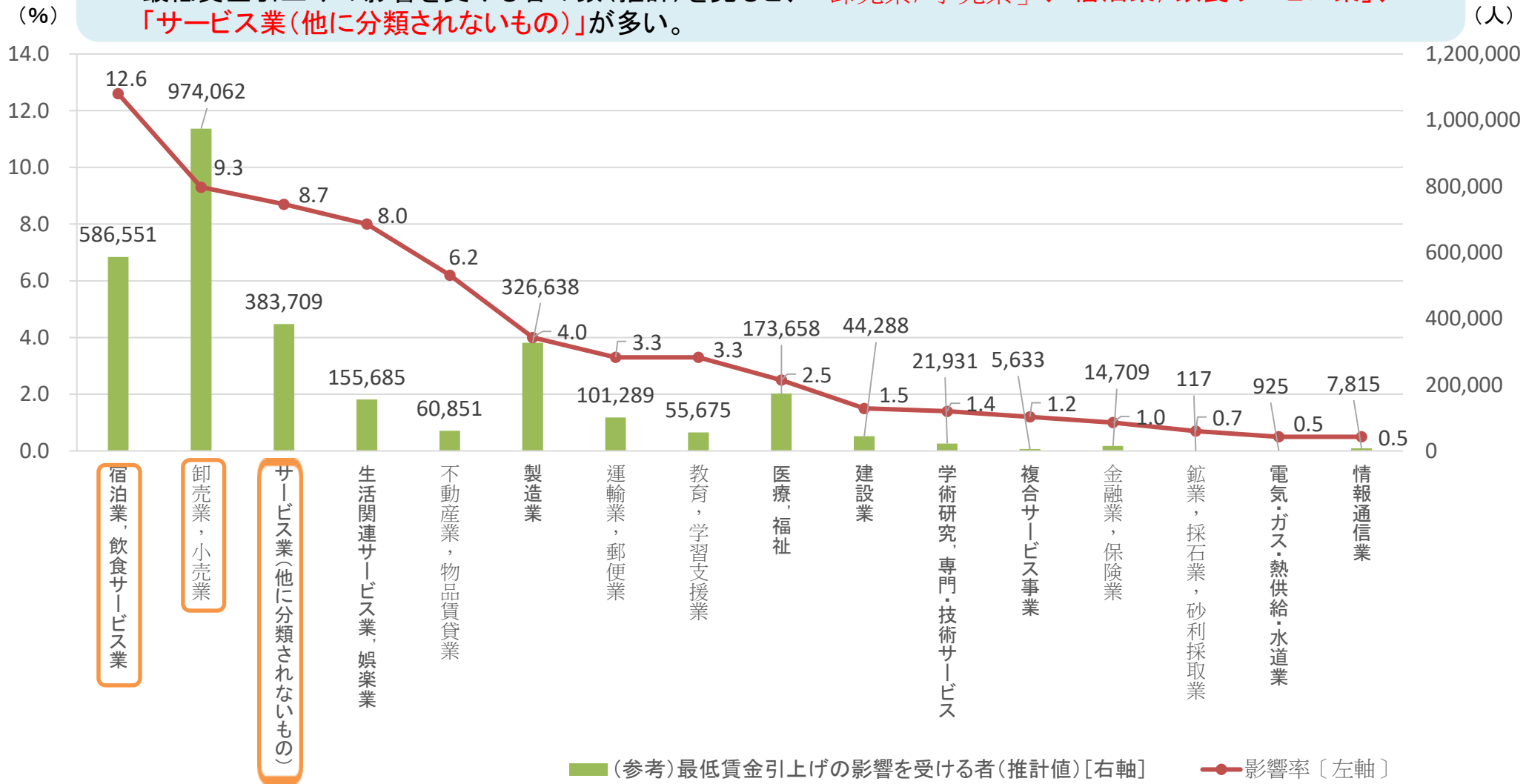


出典「令和2年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

業種別の影響率(令和元年)

- 業種別に影響率を見ると、全国的には、「宿泊業, 飲食サービス業」、「卸売業, 小売業」、「サービス業(他に分類されないもの)」が高い。
- 最低賃金引き上げの影響を受ける者の数(推計)を見ると、「卸売業, 小売業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「サービス業(他に分類されないもの)」が多い。



出典「令和元年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注) 1. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 2. 最低賃金引き上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「平成28年経済センサス-活動調査」による。)

業種別の影響率(令和2年)

- 業種別に影響率を見ると、全国的には、「宿泊業, 飲食サービス業」、「卸売業, 小売業」、「サービス業(他に分類されないもの)」が高い。
- 最低賃金引き上げの影響を受ける者の数(推計)を見ると、「卸売業, 小売業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「製造業」が多い。

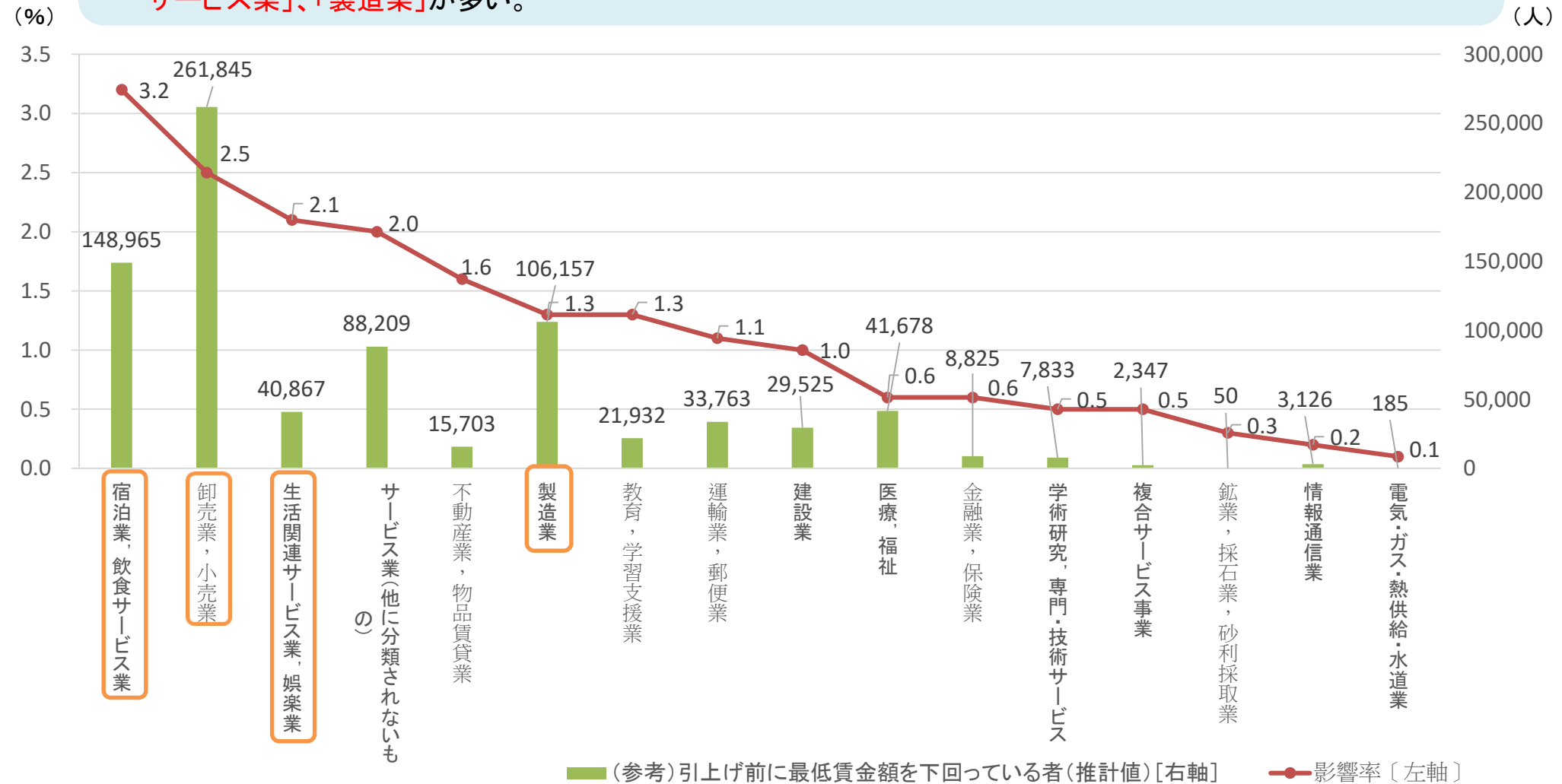


出典「令和2年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

- (注) 1. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 2. 最低賃金引き上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「平成28年経済センサス-活動調査」による。)

業種別の未満率(令和元年)

- 業種別に未満率を見ると、「宿泊業, 飲食サービス業」、「卸売業, 小売業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」が高い。
- 最低賃金引上げ前に最低賃金額を下回っている者の数(推計)を見ると、「卸売業, 小売業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「製造業」が多い。



出典「令和元年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

- (注) 1. 未満率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 2. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「平成28年経済センサス-活動調査」による。)

業種別の未満率(令和2年)

- 業種別に未満率を見ると、「宿泊業, 飲食サービス業」、「卸売業, 小売業」、「運輸業, 郵便業」が高い。
- 最低賃金引上げ前に最低賃金額を下回っている者の数(推計)を見ると、「卸売業, 小売業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「製造業」が多い。



出典「令和2年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注) 1. 未満率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。

2. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「平成28年経済センサス-活動調査」による。)

第4表 ①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年						
男 計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
女 計	A	1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
	B	1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
	C	1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	D	1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
	計	1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	(0.2)	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
女 計	A	1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
	B	1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
	C	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	D	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	計	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

(注) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表挙していた。そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第4表 ②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年						
一般 パート 計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
一般	A	1,816	1,838	1.2	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
	B	1,734	1,740	0.3	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
	C	1,584	1,605	1.3	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
	D	1,392	1,404	0.9	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
	計	1,684	1,700	1.0	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
パート	A	1,192	1,214	1.8	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
	B	1,067	1,073	0.6	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
	C	993	1,016	2.3	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
	D	966	976	1.0	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
	計	1,084	1,102	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

(注) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に発表していた。
そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

総括表（北海道局の例）

(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)

年 総括表(1) 861円 産業：明細02-明細09 就業形態：一般+パート 産別適用除外含む全労働者

簡易リ所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別				年齢別						
		1～9人	10～29人	30～99人	道央	道南	道北	道東	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
計	721,000	361,113	315,817	44,069	372,254	135,189	92,647	120,910	6,550	13,581	490,574	71,994	61,781	76,521	
円	13,458	11,109	1,419	930	4,950	2,345	2,774	3,378		176	8,866	447	481	3,487	
-	850	(1.9)	(3.1)	(0.4)	(2.1)	(1.3)	(1.7)	(3.0)	(2.8)		(1.3)	(1.8)	(0.6)	(0.8)	(4.6)
851 -	851	13,458	11,109	1,419	930	4,950	2,345	2,774	3,378	176	8,866	447	481	3,487	
		(1.9)	(3.1)	(0.4)	(2.1)	(1.3)	(1.7)	(3.0)	(2.8)	(1.3)	(1.8)	(0.6)	(0.8)	(4.6)	
852 -	852	15,385	11,635	2,818	932	6,517	2,345	2,774	3,749	178	10,792	447	481	3,487	
		(2.1)	(3.2)	(0.9)	(2.1)	(1.8)	(1.7)	(3.0)	(3.1)	(1.3)	(2.2)	(0.6)	(0.8)	(4.6)	
853 -	853	15,714	11,635	2,939	1,140	6,722	2,466	2,776	3,749	178	10,913	447	688	3,487	
		(2.2)	(3.2)	(0.9)	(2.6)	(1.8)	(1.8)	(3.0)	(3.1)	(1.3)	(2.2)	(0.6)	(1.1)	(4.6)	
854 -	854	15,840	11,761	2,939	1,140	6,722	2,466	2,776	3,876	178	11,039	447	688	3,487	
		(2.2)	(3.3)	(0.9)	(2.6)	(1.8)	(1.8)	(3.0)	(3.2)	(1.3)	(2.3)	(0.6)	(1.1)	(4.6)	
855 -	855	15,840	11,761	2,939	1,140	6,722	2,466	2,776	3,876	178	11,039	447	688	3,487	
		(2.2)	(3.3)	(0.9)	(2.6)	(1.8)	(1.8)	(3.0)	(3.2)	(1.3)	(2.3)	(0.6)	(1.1)	(4.6)	
856 -	856	15,990	11,911	2,939	1,140	6,722	2,616	2,776	3,876	178	11,189	447	688	3,487	
		(2.2)	(3.3)	(0.9)	(2.6)	(1.8)	(1.9)	(3.0)	(3.2)	(1.3)	(2.3)	(0.6)	(1.1)	(4.6)	
857 -	857	15,990	11,911	2,939	1,140	6,722	2,616	2,776	3,876	178	11,189	447	688	3,487	
		(2.2)	(3.3)	(0.9)	(2.6)	(1.8)	(1.9)	(3.0)	(3.2)	(1.3)	(2.3)	(0.6)	(1.1)	(4.6)	
858 -	858	16,199	11,911	2,939	1,349	6,932	2,616	2,776	3,876	178	11,191	449	894	3,487	
		(2.2)	(3.3)	(0.9)	(3.1)	(1.9)	(1.9)	(3.0)	(3.2)	(1.3)	(2.3)	(0.6)	(1.4)	(4.6)	
859 -	859	16,971	12,301	3,116	1,555	7,313	2,616	2,776	4,266	178	11,963	449	894	3,487	
		(2.4)	(3.4)	(1.0)	(3.5)	(2.0)	(1.9)	(3.0)	(3.5)	(1.3)	(2.4)	(0.6)	(1.4)	(4.6)	
860 -	860	17,824	13,154	3,116	1,555	7,313	3,459	2,776	4,266	178	12,816	449	894	3,487	
		(2.5)	(3.6)	(1.0)	(3.5)	(2.0)	(2.6)	(3.0)	(3.5)	(1.3)	(2.6)	(0.6)	(1.4)	(4.6)	
861 -	861	53,674	28,568	22,361	2,745	16,443	14,648	10,144	12,439	1,845	1,430	30,313	3,414	5,178	11,493
		(7.4)	(7.9)	(7.1)	(6.2)	(4.4)	(10.8)	(10.9)	(10.3)	(28.2)	(10.5)	(6.2)	(4.7)	(8.4)	(15.0)
862 -	862	54,024	28,715	22,383	2,926	16,590	14,648	10,144	12,642	1,845	1,611	30,335	3,414	5,178	11,640
		(7.5)	(8.0)	(7.1)	(6.6)	(4.5)	(10.8)	(10.9)	(10.5)	(28.2)	(11.9)	(6.2)	(4.7)	(8.4)	(15.2)
863 -	863	54,569	29,160	22,482	2,926	16,590	14,747	10,144	13,087	1,845	1,611	30,435	3,637	5,400	11,640
		(7.6)	(8.1)	(7.1)	(6.6)	(4.5)	(10.9)	(10.9)	(10.8)	(28.2)	(11.9)	(6.2)	(5.1)	(8.7)	(15.2)
864 -	864	54,792	29,160	22,706	2,926	16,590	14,971	10,144	13,087	1,845	1,611	30,435	3,637	5,624	11,640
		(7.6)	(8.1)	(7.2)	(6.6)	(4.5)	(11.1)	(10.9)	(10.8)	(28.2)	(11.9)	(6.2)	(5.1)	(9.1)	(15.2)
		66,400	34,951	26,354	5,095	20,479	17,933	10,634	17,354	2,481	2,393	36,055	4,632	7,416	13,423



説明資料

<特定最低賃金編>

兵庫労働局労働基準部賃金室

令和4年5月

◆ 特定最低賃金とは

特定最低賃金(最低賃金法第15条から第19条)

- 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
 - ※ 全国で、227件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域(都道府県)の労使の意向により定められる
- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものではない(法第16条)

<特定最低賃金の規定例>

名称：宮城県自動車小売業最低賃金(抄)

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く、以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(中略)を営む使用者

適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間918円

除外する賃金：精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ 企業内の賃金水準を設定する際の <u>労使の取組を補完するもの</u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。）	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> ○ <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u>	○ 行政機関に決定を義務付け （全国各地域について必ず決定されなければならない）
効力	○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> ※労働基準法第24条違反（30万円以下の罰金） ○ <u>民事的な効力</u> （最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効）	○ 刑事的な効力（50万円以下の罰金） ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力（同左）

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の関係

・地域別最低賃金と特定別最低賃金の関係

(最低賃金法第6条第1項及び第16条)

- 労働者が複数の最低賃金の適用を受ける場合、より高い最低賃金が適用される

<具体例>

○労働者X → 時間額800円

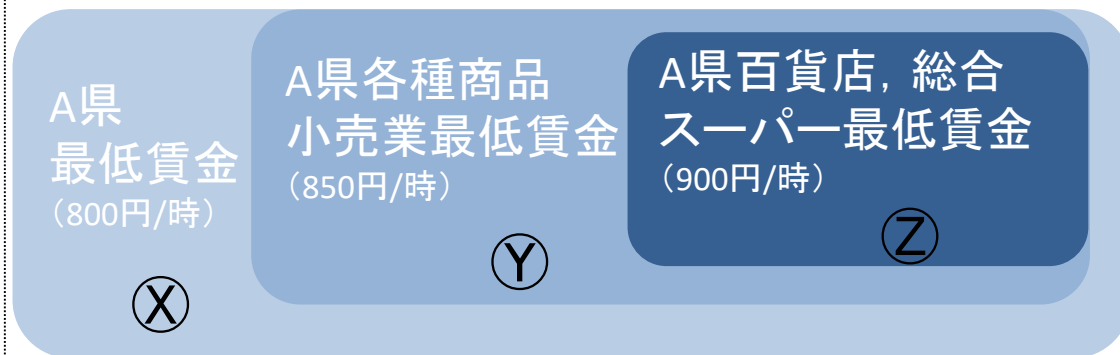
(A県勤務労働者)

○労働者Y → 時間額850円

(A県在勤かつ各種商品小売業に従事する労働者)

○労働者Z → 時間額900円

(A県在勤かつ各種商品小売業かつ百貨店、総合スーパーに従事する労働者)



- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定する必要がある

※ 近年、地域別最低賃金改定額の幅が、特定最低賃金額の改定額の幅よりも大きくなり、地域別最低賃金が特定最低賃金を上回っているものがある

→ これらの特定最低賃金は、現状のまま据え置くか、地域別最低賃金を上回る額で改正するか、廃止するかを選択することとなる。

(「改正」しなければ、特定最低賃金として存続するが、効力は維持されない。)

→ この特定最低賃金額が地域別最低賃金を下回ることを「埋没」という。

(すなわち、地域別最低賃金額が適用される。)

・派遣労働者に対する最低賃金の適用(最低賃金法第13条及び第18条)

- 派遣労働者には、派遣先の事業場が所在する都道府県の最低賃金が適用される

◆ 特定最低賃金に関する、主な答申等

＜昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申＞

関係労使の申出に基づく(特定)最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金(現行の特定裁定賃金)の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。

＜平成10年12月10日中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告＞

○ 審議会においては、個々の産業別最低賃金について、次により一層の審議が行われるように努めることとする。

- ・ 審議会での審議に資するため、「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点」(別紙1※次頁)及び「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての審議参考資料」を提示するので、これを参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。この場合、新分野における産業別最低賃金の設定に関する審議についても同様とすること。
- ・ 産業構造の変化等に的確に対応するため、必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと。

＜平成14年12月6日中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告＞

○金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点(別紙1)

① 産業別最低賃金適用産業内において事業競争関係にあるか

- ・産業別最低賃金適用産業の製品、生産態様、サービス等が類似しているか
- ・産業別最低賃金適用産業の企業間競争はどうか
- ・産業別最低賃金適用産業の労働市場における需給関係はどうか

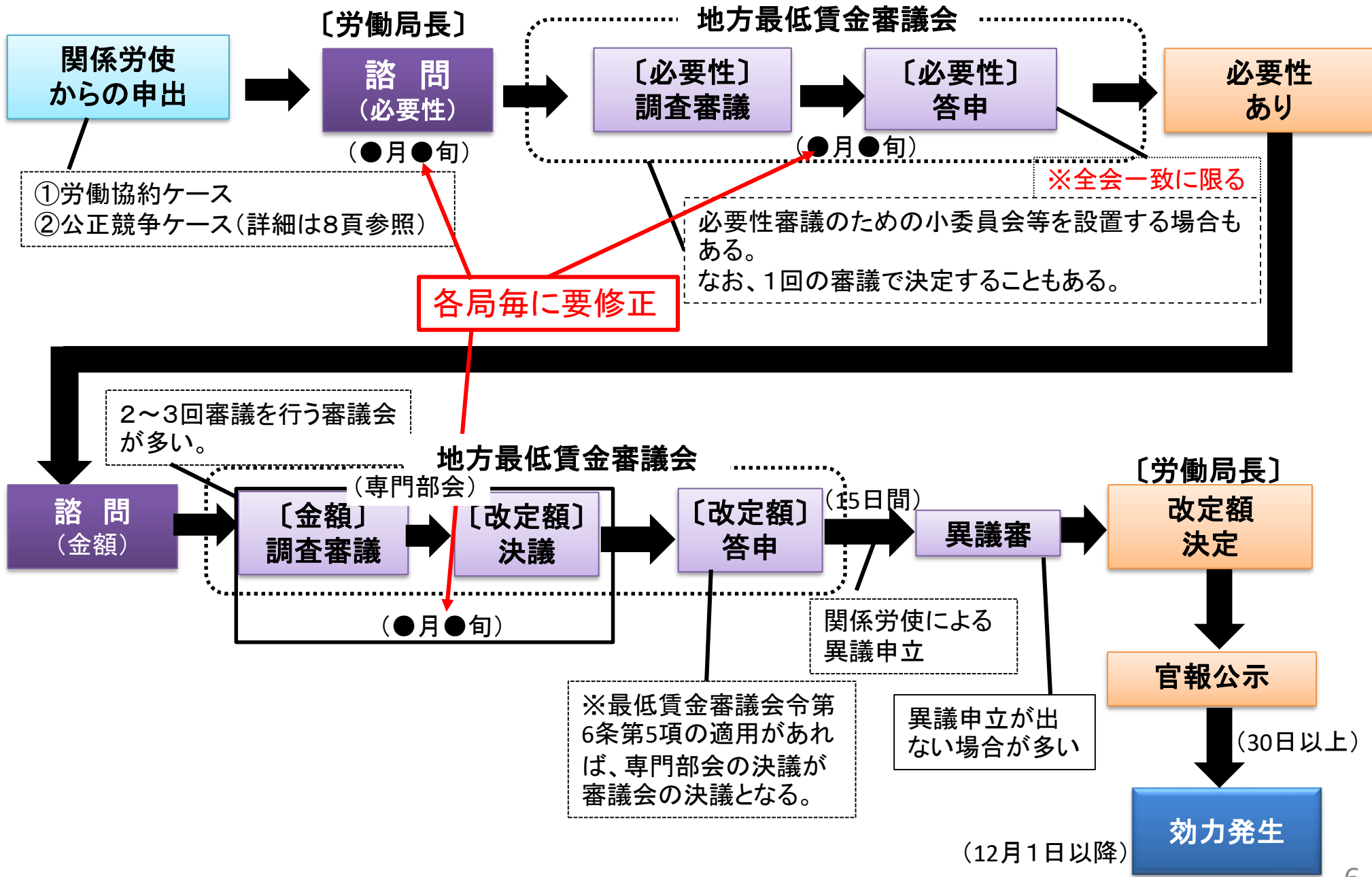
② 産業別最低賃金適用労働者数及び増減状況等はどうか

③ 産業別最低賃金適用産業の企業数、規模別構成、増減状況等はどうか

④ 産業別最低賃金適用労働者の企業間、地域間又は組織労働者未組織労働者の間等にどの程度の賃金格差があるか

⑤ 産業別最低賃金が廃止された場合に適用労働者間の賃金格差が拡大する可能性があるか

◆ 特定最低賃金の決定・改正までのプロセス



◆ 特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※ 「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
① 基幹的労働者の <u>2分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の <u>全部の合意</u> により行われる申出であること	① 基幹的労働者の <u>3分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の <u>全部の合意</u> により行われる申出であること

公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)	○ 適用される労働者又は使用者の概ね <u>3分の1以上</u> の合意による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1/3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

◆ 特定最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等(令和4年3月末)

設定件数(件)	適用使用者数(千人)	適用労働者数(千人)
227(※1)	94	2,974

	新設	改正	廃止
平成26年度	0	201	7
平成27年度	0	199	0
平成28年度	0	193	2
平成29年度	1	187	1
平成30年度	0	183	4
令和元年度	0	174	1
令和2年度	0	144	1
令和3年度	0	160	0(※2)

(※1) 設定件数には、地域別最低賃金を下回る特定最低賃金も含まれる。

(※2) 令和4年4月に京都府印刷業最低賃金が廃止となる見込み。

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数

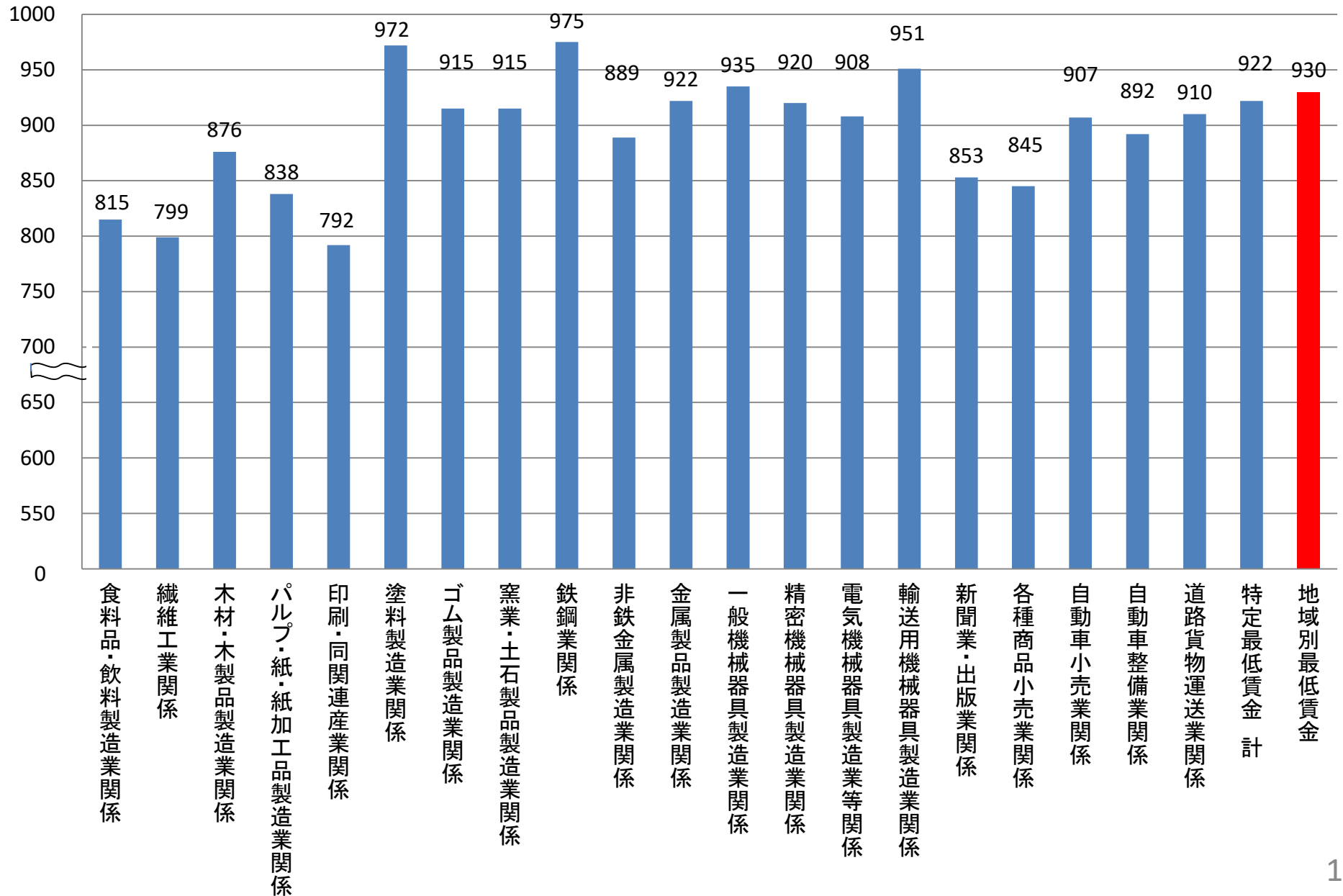
(令和4年3月末時点)

業 種	件数(件)※1	適用使用者数(百人)※2	適用労働者数(百人)※3
食料品・飲料製造業関係	7	4	182
繊維工業関係	5	7	142
木材・木製品製造業関係	1	1	6
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	85
印刷・同関連産業関係	2	11	111
塗料製造業関係	4	2	63
ゴム製品製造業関係	1	1	49
窯業・土石製品製造業関係	4	3	103
鉄鋼業関係	20	32	1,412
非鉄金属製造業関係	9	9	409
金属製品製造業関係	4	9	117
一般機械器具製造業関係	25	235	5,146
精密機械器具製造業関係	7	7	219
電気機械器具製造業等関係	45	222	8,907
輸送用機械器具製造業関係	33	144	8,686
新聞・出版業関係	1	1	6
各種商品小売業関係	30	16	1,970
自動車小売業関係	23	218	2,048
自動車整備業関係	1	10	32
道路貨物自動車運送業関係	1	3	20
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	26
全国非金属鉱業（厚生労働大臣決定）関係	1	1	4
総 合 計	227	941	29,743

※1 設定件数には、地域別最低賃金を下回る特定最低賃金も含まれる。

※2 適用使用者数・適用労働者数は四捨五入した人数、ただし百人未満の場合は1(百人)としている。

◆ 特定最低賃金の全国加重平均額(令和4年3月末現在)



◆ 総括表(栃木局の例)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別				年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	全県				17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	2,904	227	646	2,030	2,904					26	2,345	322	211	
円	222	24	48	150	222						172	36	14	
- 898	(7.7)	(10.6)	(7.4)	(7.4)	(7.7)						(7.3)	(11.3)	(6.5)	
899 - 899	227 (7.8)	24 (10.6)	53 (8.1)	150 (7.4)	227 (7.8)						177 (7.5)	36 (11.3)	14 (6.5)	
900 - 900	241 (8.3)	31 (13.6)	59 (9.2)	150 (7.4)	241 (8.3)						188 (8.0)	36 (11.3)	16 (7.6)	
901 - 901	254 (8.8)	31 (13.6)	59 (9.2)	164 (8.1)	254 (8.8)						202 (8.6)	36 (11.3)	16 (7.6)	
902 - 902	254 (8.8)	31 (13.6)	59 (9.2)	164 (8.1)	254 (8.8)						202 (8.6)	36 (11.3)	16 (7.6)	
903 - 903	261 (9.0)	31 (13.6)	59 (9.2)	171 (8.4)	261 (9.0)						209 (8.9)	36 (11.3)	16 (7.6)	
904 - 904	261 (9.0)	31 (13.6)	59 (9.2)	171 (8.4)	261 (9.0)						209 (8.9)	36 (11.3)	16 (7.6)	
905 - 905	264 (9.1)	31 (13.6)	62 (9.5)	171 (8.4)	264 (9.1)						209 (8.9)	39 (12.1)	16 (7.6)	
906 - 906	264 (9.1)	31 (13.6)	62 (9.5)	171 (8.4)	264 (9.1)						209 (8.9)	39 (12.1)	16 (7.6)	